

令和 年 月 日
保護者様
(学年 組 氏名)

学校名 群馬県立利根実業高等学校
校長 松岡保

学校で予防すべき感染症と出席停止について
次の表にあげた病気にかかっている場合、他の児童生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法施行規則により、病気が治るまで本人の出席を停止するように定められています。なお、感染予防のため、校長の指示で出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。
病気が治り、他に感染するおそれなくなり登校する場合は、右の医師の「証明書」をいただいて学校に提出してください。

出席停止の期間の基準

学校で予防すべき感染症の種類		出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎 ジフテリア、重症性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスに限る）、 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A (H5N1) であるものに限る） ＊感染症法に規定する「新型インフルエンザ等感染症」 「指定感染症」「新感染症」は第1種の感染症とみなす	病気が治って、学校医等 の許可があるまで
第2種	◎インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 （幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
第3種	◎新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等に おいて感染のおそれ ないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	

◎上記の表は基準であって、医師の証明があればこの限りではありません。
◎群馬県では第3種「その他の感染症」については定めないとしています。
よって、手足口病や伝染性紅斑、溶連菌感染症等は出席停止扱いになりません。
◎インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、「療養報告書」を使用してください。

主治医様

ご多用中恐れ入りますが、下記証明書は出席可能になりましたら、
ご記入のうえ保護者にお渡しください。

証明書 (主治医→保護者→学校)

群馬県立利根実業高等学校

学年 組 氏名

病名 ()

上記の者は 月 日より、出席停止となっていましたが、
病気が治り、他に感染するおそれなくなったので 月 日
から出席してよいと考えます。

備考

令和 年 月 日

病院名

医師名

キ
リ
ト
リ
線